地方財政の充実・強化を求める意見書

政府はこれまで「骨太の方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、急激な少子・高齢化及び人口減少に伴う行政ニーズの多様化や物価高騰、資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後もより積極的な財源の確保が求められる。

2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては、行政ニーズの多様化や物価高騰、賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、次の事項を強く要望する。

1　令和８年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）において、都市・地方の財政力格差や行政サービスの地域間格差が拡大しており、主因は地方税源の偏在にあると指摘されている。こうした課題への具体的な対策として、大綱において検討するとされた特別法人事業税・譲与税の見直し及び固定資産税に係る偏在是正措置の創設を早急に実施すること。

2　社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、人口減少対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

3　とりわけ、少子化対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援などの社会保障ニーズが地方自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、社会保障経費に対する十分な支援策の実現を図ること。加えて、これらの分野を支える人材の確保に向けた地方自治体による取組を十分に支えられる財政措置を講じること。

4　地方交付税の法定率引上げなどにより、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

5　政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

6　「地方創生推進費」は、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能とするものである。１兆円は、現在の財政需要に応えていくため不可欠な規模であるだけでなく、地方の実情に応える施策の実現のため必須となる財源であることからも、恒久的財源として明確に位置付けること。

7　地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、自治体立病院に対する十分な財政支援を講じること。

8　地方自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２９日

鳥　取　県　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
財　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣
国　土　交　通　大　臣
デ　ジ　タ　ル　大　臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣
（こども政策　少子化対策
若者活躍　男女共同参画、
地方創生、共生・共助）
様